

## 火災警報設備等に関する主な規定について

	自動火災報知設備（以下「自火報」）	住宅用火災警報器（以下「住警器」）
根拠条文	消防法第 17 条 消防法施行令第 21 条等	消防法第 9 条の 2 消防法施行令第 5 条の 6 等
義務対象	一定規模以上の事業所（宿泊施設、飲食店、物販店等）→別紙 1 参照	個人の住宅
構成機器	感知器、受信機、地区音響装置、発信機等	当該機器（住警器）のみ
鳴動の範囲	建物全体の地区音響装置が鳴動 *一定規模以上の建物は出火階・直上階等を優先して鳴動。	火災を感知した住警器のみ * 各住警器が連動して鳴動するシステムあり。
警報音に関する主な規定	○消防法施行規則第 24 条第 1 項第 5 号等（地区音響装置に関する規定） <ul style="list-style-type: none"> <li>音圧は取り付けられた音響装置の中心から 1メートル離れた位置で 90（音声により警報を発するものにあつては 92）デシベル以上であること。</li> <li>階段又は傾斜路に設ける場合を除き、感知器の作動と連動して作動するもので、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に有効に報知できるように設けること。</li> <li>各階ごとに、その階の各部分から一の地区音響装置までの水平距離が 25メートル以下となるように設けること。</li> </ul>	○住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令第 3 条第 10 号イ <ul style="list-style-type: none"> <li>警報音（音声によるものを含む。）により火災警報を発する住宅用防災警報器における音圧は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値の電圧において、無響室で警報部の中心から前方 1メートル離れた地点で測定した値が、70デシベル以上であり、かつ、その状態を 1分間以上継続できること。 (以下、略)</li> </ul>
音以外の警報に関する規定	特になし。	○住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令第 3 条第 10 号ロ <ul style="list-style-type: none"> <li>警報音以外により火災警報を発する住宅用防災警報器にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるものであること。</li> </ul>

※ 上記のほか、押しボタン等により起動する「非常警報設備」（非常ベル、放送設備等）についても、音による警報について規定（消防法施行令第 24 条）。

※ 「誘導灯」については、「点滅機能」を設ける場合の規定あり（消防法施行規則第 28 条の 3）。

## 自動火災報知設備の設置基準

用途区分(消防法施行令別表第1)		特定防火対象物	一般 (延べ面積㎡) 以上	特定一階段 防火対象物 ※1	地階又は2階 (床面積㎡) 以上	地階・無窓階 又は3階以上 (床面積㎡) 以上	11階以上の階	その他 (床面積㎡) 以上
(1)項	イ(劇場等)	●	300	全部	駐車の用に供 する部分の存 する階で当該 部分の床面積  200  (駐車のすべて の車両が同時 に屋外に出るこ とができる構造 の階を除く。)	300	全部	1) 通信機器室 500  2) 道路の用に 供される部分 で 屋上部分 600 その他 400
	ロ(公会堂等)	●				300 ※2		
(2)項	イ(キャバレー等)	●	全部			(一般と同じ)		
	ロ(遊技場等)	●				300 ※2		
	ハ(性風俗特殊 営業店舗等)	●				(一般と同じ)		
(3)項	イ(料理店等)	●	300			300 ※2		
	ロ(飲食店等)	●				300		
(4)項	百貨店等	●	500			(一般と同じ)		
(5)項	イ(旅館等)	●				300		
(6)項	ロ(共同住宅等)		300			全部		
	イ(病院等)	●		(一般と同じ)				
	ロ(主として自力避難 困難なものが入所す る福祉施設等)	●		300				
	ハ(上記ロ以外の福 祉施設等)	●		300				
(7)項	ニ(幼稚園等)	●	500	(一般と同じ)	200	全部		
(8)項	学校							
(9)項	図書館等		200	全部	300			
(10)項	イ(特殊浴場)	●						
(11)項	ロ(一般浴場)		500	(一般と同じ)	300			
(12)項	イ(工場等)							
(13)項	ロ(スタジオ)		500	(一般と同じ)	300			
	イ(駐車場等)							
(14)項	ロ(航空機格納)		全部	(一般と同じ)				
(15)項	倉庫		500	300				
(16)項	事務所等		1000	300				
	イ(特定複合用途 防火対象物)	●	300	全部	300 ※2			
(16の2)項	ロ(非特定複合用途 防火対象物)		※3	(一般と同じ)	300			
(16の3)項	地下街	●	300 ※4	(一般と同じ)	(一般と同じ)			
(17)項	準地下街	●	※5	全部				
(17)項	文化財		全部	(一般と同じ)				

※1 詳しくは(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途部分が避難階以外の階(1階及び2階を除く)に存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2(階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1)以上設けられていないもの

※2 (2)項イ～ハ、(3)項の地階又は無窓階は100㎡以上、(16)項イについては、地階又は無窓階に存する(2)項、(3)項の用途部分の床面積の合計が100㎡以上のもの

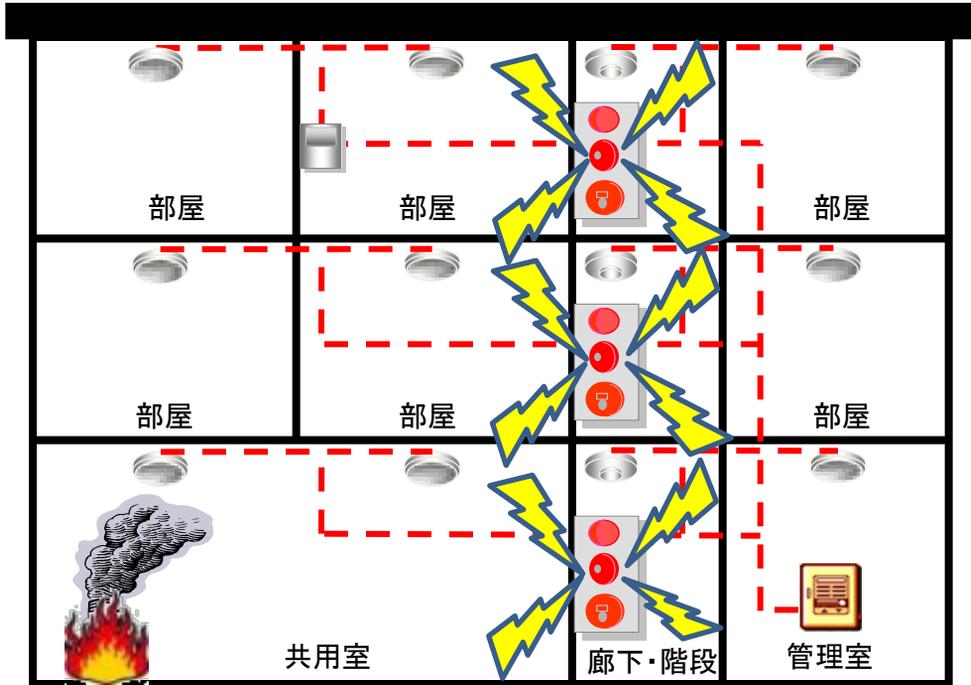
※3 各用途部分の設置基準に従って設置する

※4 ただし、(2)項ニ又は(6)項ロの用途に供されるものが存する場合は、当該部分に全て必要

※5 延べ面積500㎡以上で、かつ、(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途部分の床面積の合計が300㎡以上のもの

## 自動火災報知設備

(建物内の感知器、受信機、地区音響装置等が連動)



## 住宅用火災警報器

(火災を感知した住宅用火災警報器のみ鳴動)

